

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄） ..... 1

改正案	現行
<p>（法第十六条の四第一項の政令で定める業務）</p> <p>第十五条 法第十六条の四第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（法第十六条の四第一項の政令で定める要件）</p> <p>第十六条 法第十六条の四第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（法第十六条の四第一項の政令で定める基準）</p> <p>第十七条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第十六条の四第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。</p> <p>二～四（略）</p> <p>（法第十六条の五第一項の政令で定める基準）</p> <p>第十八条 法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p>	<p>（法第十六条の三第一項の政令で定める業務）</p> <p>第十五条 法第十六条の三第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（法第十六条の三第一項の政令で定める要件）</p> <p>第十六条 法第十六条の三第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（法第十六条の三第一項の政令で定める基準）</p> <p>第十七条 法第十六条の三第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第十六条の三第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。</p> <p>二～四（略）</p> <p>（法第十六条の四第一項の政令で定める基準）</p> <p>第十八条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p>

る。

一〇二 (略)

(特定地方公共団体)

第二十一条 法第十八条第二項の政令で定める都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合は、兵庫県養父市とする。

第二十二條 (略)

第二十三條 (略)

第二十四條 (略)

第二十五條 (略)

第二十六條 (略)

(国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査)

第二十七條 第二十三條第一項の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。

2 第二十三條第二項の規定は、法第二十四条第六項において準用する行

る。

一〇二 (略)

【新設】

第二十一條 (略)

第二十二條 (略)

第二十三條 (略)

第二十四條 (略)

第二十五條 (略)

(国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査)

第二十六條 第二十二條第一項の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。

2 第二十二條第二項の規定は、法第二十四条第六項において準用する行

政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。

政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。